

# 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）の パブリックコメント手続の概要

## 1. 新制度と各種基準について

近年、社会経済情勢や子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安・孤立感が高まり、深刻な児童虐待などの問題や、異年齢の中で育つ機会の減少、都市部では待機児童の増加など、子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

こうした様々な問題を解決するため、平成24年8月、子どもとその保護者や子育て支援に関わる人に必要な支援を行うとともに、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、新たに、子ども・子育て関連3法が公布されました。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まります。

新制度の施行に伴い、新たな給付制度の創設（財政支援）などにより、国の政省令等に従い、市町村は、以下の4つの基準を条例等で定めることとなりましたので、パブリックコメント手続を実施します。

- (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（条例）
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（条例）
- (3) 保育の必要性の認定に関する基準（規則等）
- (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（条例）

## 2. 各種基準の目的及び概要（各基準の詳細は、別紙資料を参照）

### (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

#### 【目的】

新制度において、施設・事業が市町村の行う給付（財政支援）を受けるためには、県又は市町村から、適切な運営を確保するための基準等に基づき、認可を受ける必要がある。認可にあたっては国が政省令等で基準を定め、県又は市町村がこの基準をもとに条例で定めることとなる。このうち、家庭的保育事業等に関しては、市町村が認可することとなった。

#### 【概要】

適切な運営を確保するため、職員の配置や施設整備等に関する基準を条例で定める。

給付	対象施設	認可権者
施設型給付	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	県
地域型保育給付	家庭的保育事業等（＝地域型保育事業） (家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村

#### 【本市の基準案】

国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないものについては、原則、国の示す基準に従うこととする。ただし、主に以下の項目において、良好な保育環境の確保のため、国基準に上乘せし、市独自の基準を設ける方向性である。

項目	国の示す基準	市基準案
家庭的保育者の要件 (家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業)	家庭的保育者とは、市長が行う研修を修了した保育士又は市長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者	家庭的保育者とは、「市長が行う研修を修了した <b>保育士等の資格を有する者</b> 」とし、有資格者であることを必須要件とする。
職員数 (家庭的保育事業、小規模保育事業C型)	3 : 1 家庭的補助者がいる場合は、5 : 2	保育に従事する職員は、「 <b>2人を下回らないこと</b> 」を加える。
保育時間 (家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業)	原則8時間/日 乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。	事業者は、保育時間を定める際に、 <b>あらかじめ市長と協議</b> することとする。
保育所型事業所内保育事業の乳児室面積	0～1歳の保育室等については、乳児室は1.65㎡/人以上又はほふく室3.3㎡/人以上とする。	乳児室又はほふく室は <b>3.3㎡/人以上</b> とする。

## (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）

### 【目的】

新制度において、施設・事業が市町村の行う給付（財政支援）を受けるためには、認可を受けた施設・事業のうち市町村から、運営基準に照らし給付の対象となるかの確認及び定員設定を受けた施設・事業でなければならない。確認にあたっては国が政省令等で基準を定め、市町村がこの基準をもとに条例で定めることとなる。

### 【概要】

教育・保育施設及び地域型保育事業が給付を受ける対象となることを確認するため、会計処理や情報公開等が適切か等に関する基準を条例で定める。

給付	対象施設	確認者
施設型給付	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	市町村
地域型保育給付	家庭的保育事業等（＝地域型保育事業） (家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	市町村

### 【本市の基準案】

国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないものについては、原則、国の示す基準に従うこととする。ただし、主に以下の項目において、良好な保育環境の確保のため、国基準に上乘せし、市独自の基準を設ける方向性である。

項目	国の示す基準	市基準案
緊急時の対応	必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	左に加え、「必要に応じ市への報告をする」ことを追加する。
運営規程	運営上の重要事項である11項目の運営規程を定めること。	習志野市暴力団排除条例の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項を追加する。
連携施設の経過措置 (地域型保育事業のみ)	地域型保育事業者は、市町村が認めた場合は、5年間連携施設を確保しないことができる。	市の責任において連携施設を確保するため、経過措置は設けないこととする。

## (3) 保育の必要性の認定に関する基準

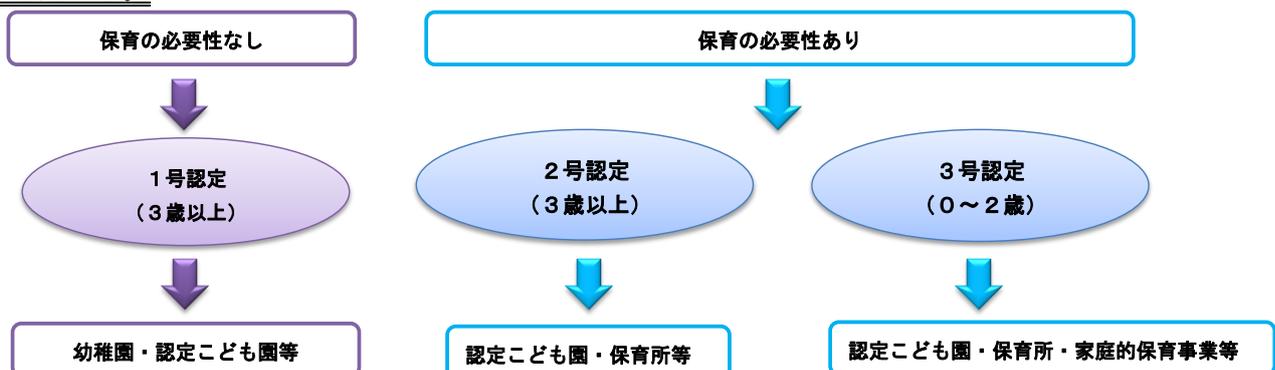
### 【目的】

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき家庭の状況や子どもの認定区分等に応じた保育の必要性を認定し、保護者は認定を受けた後、新制度の給付対象施設・事業を利用できることになる。保育の必要性を認定するため、国が政省令等で基準を定め、市町村が定められる範囲において細則を定めることとなる。

### 【概要】

①保育の必要性の事由、②保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③優先利用について、基準を設け、保育の必要性があると認定されたものについて、家庭の状況等に応じて保育必要量の認定や優先利用の判断をし、各施設・事業の利用に繋げる。

保育の必要性の事由に関する基準については、①及び②については規則を定め、③については運用基準を定める。



### 【本市の基準案】

市町村で定めることとされたのは、②保育必要量の区分における保育短時間の就労の下限時間及び必要に応じて各事由に類するものとして市町村が定める事由等である。

項目	国の示す基準	習志野市の現行	本市基準案
区分 (保育必要量)	就労の下限時間は、1か月あたり48時間から64時間までの範囲内で地域の就労実態等を考慮して市町村が定める。	1日4時間以上及び月16日以上(月64時間以上)とする。	現行どおり、月64時間以上(1日4時間以上及び月16日以上)とする。

下限時間を現行以下としても現状では、就労時間の短いケースが保育所、こども園等へ入所することは困難であり、現実的な下限時間の設定とはいえない。

これらの状況を勘案し、就労の下限時間は、1か月あたり64時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき16日以上とする。

なお、子ども・子育て支援事業計画(仮称)で策定する確保方策等を進めることにより、待機児童の解消を目指します。下限時間については、今後の社会情勢や待機児童数の変動等により、必要に応じて適宜検討することとする。

### (4) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### 【目的】

新制度では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、市町村に子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う責務が課されており、本市の放課後児童会は、その一つとして放課後児童健全育成事業に位置付けられる。

また、平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が政省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

#### 【概要】

放課後児童健全育成事業の職員の資格及び職員数等を定める。

#### 【本市の基準案】

国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないものについては、原則、国の示す基準に従うこととする。ただし、主に以下の項目において、良好な環境の確保のため、国基準に上乘せし、市独自の基準を設ける方向性である。

項目	国の示す基準	市基準案
運営規程	11項目の運営規程を定めること。	習志野市暴力団排除条例の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項を追加する。
事故発生時の対応	事故発生時の対応と損害賠償について定められている。	「事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、改善策を含めた事故の処理結果を市へ報告しなければならない。」と追加する。

### 3. 意見募集の方法等

募集期間	平成26年6月27日～平成26年7月17日
公表方法、場所	こども政策課又は青少年課・情報公開コーナーでの閲覧、配布 市内幼稚園・保育所、こどもセンター、きらっこルーム、放課後児童会等での閲覧、市ホームページへの掲載
意見を提出できる方	市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する方 市内に通勤または通学している方
提出方法	持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページからの送信
担当課	(1)～(3)の基準は、こども政策課 (4)の基準は、青少年課 提出は、どちらの課宛でも可能だが、各基準(案)の名称を明記すること。